

#### IV

# 収益認識基準の 表示・開示ポイント

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士

近藤 雅治

## 予定されている四半期財規等の改正にも留意

#### 【この章のエッセンス】

● 2020年3月31日に収益に係る表示および注記事項を含む収益認識基準が公表された。

● 収益認識基準は、2021年4月1日以後開始する年度の期首から適用される(半期適用も可能)。

● 四半期財務諸表では、年度の期首から四半期会計期間の末日までの期間に認識した顧客との契約から生じる収益の分解情報の注記が求められる。

2018年3月30日に、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」といふ)は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する

る会計基準の適用指針(以下、これをまとめて「2018年基準」といふ)を公表していたが、2018年基準において決定が先送りとなっていた収益に係る表示および注記事項を含む改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「基準」といふ)および改正企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「指針」といふ、「基準」とあわせて「収益認識基準」といふ)が、2020年3月31日に公表された。

収益認識基準は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度(以下、連結会計年度および事業年度について、「年度」といふ)の期首から適用されるが(基準81項)、2020年4月1日以後開始する年度の期首からの早期適用が認められている(基準82項)。なお、早期適用については、追加的に、2020年4月1日に終了する年度から2021年3月30日に終了する年度までにおける年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用することができる(基準83項)。

3月末決算会社が収益認識基準の早期適用を行う場合、この2020年6月第1四半期が最初となることから、早期適用を行う場合の四半期決算に関連する会計・開示(表示および注記事項)のポイントを解説する。注記事項については、すべての四半期の四半期連結財務諸表および四半期個別財務諸表(以下、「四半期財務諸表」といふ)において、年度の期首から四半期会計期間の末日まで

の期間に認識した顧客との契約から生じる収益の分解情報の注記が求められることから、関連する定めを解説する。また、2020年4月10日に金融庁から公表された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の収益認識基準の公表に関連する規則・ガイドラインの改正案(以下、「財規改正案」といふ)もあわせて解説する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

## 収益認識基準公表の経緯と改正の概要

### (1) 収益認識基準公表の経緯

2018年基準においては、2018年基準を早期適用する場合の必要最低限の注記(企業の主要な事業における主な履行義務の内容および企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)のみを定め、財務諸表作成者の準備期間を考慮したうえで、2018年基準が適用される時